

生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの
対策強化を求める意見書

地球上には無数の生態系が存在し、その生態系は地球上の様々な環境を安定させる基盤となっており、我々の生活には生物多様性・自然資本なしには成り立たないと言えるが、近年、これまでにない速度で生物多様性が失われている。

このような状況を受けて、1993年に生物多様性条約が発効され、昨年12月に行われた締約国会議（以下「COP15」という。）では、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」を含む新たな世界目標が採択された。

わが国でも、この新たな世界目標に対応した生物多様性国家戦略を策定し、全省庁が協力して国際社会をリードする「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた取り組みを進めようとしているが、その取り組みの主体は地域であり地方自治体であると考えます。

よって、国会及び政府においては、下記の事項について地方自治体等への支援を強化するよう強く要望する。

記

- 1 気候変動の影響と生物多様性の損失は密接に関連していることから、脱炭素関連の予算だけでなく、生物多様性関連の予算についても必要な額を確保するとともに、生物多様性に対する社会全体の認識を高めていくこと。
- 2 COP15で採択された世界目標に含まれる2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30」の実現に向け、国立公園・国定公園等の保護地域の拡張やOECM（企業等が保有している生物多様性保全に資する地域）の認定を推進する等、企業や地域との連携の下、取り組みを加速化すること。
- 3 すべての子どもたちが自然にふれあう機会を創出するため、環境教育や自然保護を推進する地域の人材育成を支援すること。また、NGO等とも連携し、学校や園庭の敷地内に設けられた野生の生きものの暮らしを支える場所である「学校・園庭ビオトープ」の普及を促進すること。
- 4 従来の3Rの取り組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すサーキュラーエコノミー（循環経済）は、脱炭素や生物多様性と親和性が高いため、当該分野におけるバイオマスの持続可能性、製品のライフサイクル全般での環境負荷低減等の取り組みを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年（2023年）7月11日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、財務大臣、
文部科学大臣

（提出者）自由民主党、民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員
並びに山口かずさ山口かずさ議員、未来さっぽろ成田祐樹議員及び
市民ネットワーク北海道米倉みな子議員